

令和3年度 前期選抜入学者募集要項

福島県立小野高等学校

〒963-3401

福島県田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後 6 3

Tel 0247-72-3171 Fax 0247-72-6211

1 募集定員

- (1) 特色選抜
全日制の課程 総合学科 定員80名の40%程度
- (2) 一般選抜
全日制の課程 総合学科 定員80名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

県下一円

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願してください。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願してください。

5 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することはできません。

本校志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができます。

6 出願期間

出願期間は令和3年2月4日（木）から2月9日（火）までとし、受付は本校事務室で行います。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けません。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、**84円切手**を貼付した返信用封筒（定形）を同封の上、令和3年2月9日（火）正午までに必着とします。その場合、事前に本校校長に連絡してください。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（県教育委員会様式共通1号）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除します。
なお、提出期間は令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとします。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校所定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とします。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（本校所定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とします。
 - ③ 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、出願資格(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除します。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書（やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの）
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付してください。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付してください。
ただし、志願者において消印しないでください。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出することができます。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができます。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出することができますが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができます。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参してください。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封してください。
- (2) 自己申告書の提出があった場合には、自己申告書受領書を交付します。
- (3) 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとします。
郵送の場合には、2月17日（水）の消印有効です。
持参の場合の受付は本校事務室で行い、受付時間は午前9時から午後4時までとします。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定によります。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、前記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出してください。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
 - ② 保護者が本県に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」などの書類で代替することができます。

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付します。
交付された入学検定料納付済証明書の写しをとっておいてください。
- (2) 入学願書に記載した事項に虚偽がある場合、入学願書の受付を取り消すことがあります。

11 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日（水）から2月15日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができます。

受付時間は、出願の場合と同じです。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによります。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出してください。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出してください。
その際、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付します。
 - ② 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出してください。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出してください。
- (2) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はありません。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付してください。
- (3) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出してください。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出してください。
- (4) すでに交付を受けた受験票は本校に返還することになります。

1 2 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出してください。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出してください。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還することになります。
ただし、すでに納付された入学検定料は返還しません。

1 3 県外からの出願の特例措置

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付けます。その手続きは、前記9の(2)を準用します。

1 4 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料として、さらに本校で実施する特色検査の結果を併せて資料として総合的に判定し選抜を行います。なお、自己申告書は、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱います。

○ 志願して欲しい生徒像

本学科では、社会に有為な人材の育成を目指し、生徒自身の「夢をカタチに」できるような教育活動を行っており、次の①～④のいずれかに該当する生徒を求めています。

- ① 生徒会活動や学級委員及び地域貢献活動など中学校の諸活動で中心となって活動し、入学後も生徒会・農業クラブ・家庭クラブなどの活動に積極的に取り組もうとする者
- ② 各教科において高い能力を有し、入学後も学習活動や資格取得に積極的に取り組もうとする者
- ③ 部活動において優れた資質があり、入学後も本校のいずれかの部活動を3年間継続して活動する意志のある者
- ④ 学ぶ動機・意欲が明確であり、将来の進路について明確な目的意識を有する者

学 力 検 査	特色選抜志願理由書	調 査 書	特 色 面 接
5教科とする。 250点満点	本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。	個人面接を実施する。 面接は、段階評価する。

特 色 検 査	選抜資料の満点
意見発表を実施する。 特色選抜志願理由書の内容をもとに、事前にまとめた発表原稿を用いて ・自己の個性や良さ ・中学校で頑張ったこと ・将来の夢などをふまえ 「夢に向かって」という題で、受験生が自らの考えをまとめ発表する。意見発表は5分以内とする。 意見発表については100点満点とする。	全体の満点は、600点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として総合的に判定し選抜を行います。なお、学力検査と調査書の成績の比重は同等とし、自己申告書は、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱います。また、特色選抜にも出願している志願者については特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなします。

学 力 検 査	調 査 書	一 般 面 接
5教科とする。 傾斜配点は実施せず、各教科50点で、250点満点とする。	「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。	個人面接を実施する。 面接については、段階評価する。 なお、特色選抜にも出願している志願者については特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

15 学力検査・面接・特色検査の日時及び会場

(1) 学力検査

- ① 期 日 令和3年3月3日（水）
 ② 会 場 福島県立小野高等学校
 ③ 日 程

8:10 8:30 8:35 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

受付	点呼	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
			(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)

- ④ 持参物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できません。）、下足袋
 なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類の持込みは禁止します。

(2) 面接（特色面接及び一般面接）・特色検査（意見発表）

- ① 期 日 令和3年3月4日（木）
 ② 会 場 福島県立小野高等学校
 ③ 受付 午前8時30分～午前8時50分
 ④ 面接（特色面接及び一般面接）、特色検査（意見発表）
 午前9時15分～
 ⑤ 持参物 受験票、上ばき、昼食、下足袋
発表原稿（特色選抜志願者のみ。なお、特色選抜志願理由書の写し等を持参しても良い。）
 なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類の持込みは禁止します。

16 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者としてします。

(1) 追検査（学力検査）

- ① 期 日 令和3年3月10日（水）
- ② 会 場 福島県立小野高等学校
- ③ 日 程

8:10 8:30 8:35 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

受付	点呼	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
			(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)

- ④ 持参物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できません。）、下足袋
 なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類の持込みは禁止します。

(2) 面接及び特色検査

- ① 期 日 令和3年3月10日（水）
- ② 会 場 福島県立小野高等学校
- ③ 受 付 午前8時10分～午前8時30分
- ④ 面接（特色面接及び一般面接）、特色検査（意見発表）
 - ・追検査（学力検査）を受験しない者 午前9時～
 - ・追検査（学力検査）を受験する者 午後3時10分～

なお、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなします。

- ⑤ 持参物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、下足袋
発表原稿（特色選抜志願者のみ。なお、特色選抜志願理由書の写し等を持参しても良い。）
 なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類の持込みは禁止します。

(3) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月5日午後4時までに本校校長に提出してください。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長へ連絡してください。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等受験の手続きについては、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりです。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等の受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断します。

追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付します。

17 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日（月）正午以降に発表します。
- (2) 合格者には、受験票と引き換えに合格通知書を交付します。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがあります。

18 その他

- (1) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出することになります。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出してください。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出してください。
- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりです。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりです。